

令和 2 年度 第 2 回全国健康保険協会愛知支部評議会議事概要

日 時：令和 2 年 10 月 29 日（木）15：00～17：00

場 所：JP タワー名古屋 3 階カンファレンスルーム

出席者：天木評議員、金原評議員、後藤治彦評議員、後藤雅文評議員、竹内評議員、
田中評議員、早川評議員、宮武評議員、山口評議員（議長）（五十音順）

事務局：芦田支部長、池井企画総務部長、山西業務部長、長谷川企画総務グループ長、
宮本保健グループ長、寺岡レセプトグループ長、後藤業務第一グループ長
松岡業務第二グループ長、佐竹グループ長補佐、樋谷主任、小野主任、吉田主任

1. 令和 3 年度保険料率について

【事業主代表】

- ・新型コロナウイルスが、協会けんぽの財政にどのような影響を与えるか現状では不明なことから、現在の保険料率 10%を維持し、状況を見守るのが妥当と思う。

【被保険者代表】

- ・新型コロナウイルスの影響で給料が下がり、ボーナスの支給もなく、存続も危ぶまれている企業もある中において、被保険者の立場では、保険料率を下げていただきたい思いはある。一方、保険者の立場においては、新型コロナウイルスにかかる臨時特例である健康保険料の納付猶予や、標準報酬月額の特例改定によって、収支の見通しが不透明なこと、準備金残高が法定準備金の約 4 か月分積みあがっているものの、大規模健康保険組合が解散した時の受け皿を協会が担っていることから、現状維持がいいのではないかなと思う。

2. インセンティブ制度にかかる令和元年度実績の評価方法等について

【事業主代表】

- ・令和元年度については、新型コロナウイルスの影響が 3 月の 1 か月のみであることから、今回提案された案でも良いと思うが、令和 2 年度は、令和元年度よりも当然長い時期あるいは大きな数字での影響を受ける可能性がある。令和 2 年度のインセンティブ制度にかかる評価方法は、今後の議論になると思うが、令和元年度の評価方法と整合性を取る必要があるのではないかな。

(事務局)

- ・令和 2 年度実績については、年度当初から新型コロナウイルスの影響を受けていることから、インセンティブ分の保険料率、評価方法について改めて検討する必要がある。検討時期については、令和 2 年度の実績が確認できる時期になると思われるため、現時点では、整合性がとれるかどうか言えない。

3. 令和 2 年度上半期事業実施状況および下半期に向けた取り組みについて

【学識経験者】

- ・柔道整復施術療養費について、協会けんぽの課題ではないかもしれないが、柔道整復師の制度自体を見直す時期に来ていると思う。

(事務局)

- ・現時点の協会けんぽにおいては、患者や施術所に対し、多部位頻回等の照会やチラシによる啓発をおこなうことで、適正な受診および不正請求の抑止に努めているところである。

【学識経験者】

- ・昨今、企業において、知恵・ノウハウ・経験等の無形資産を経営資源として重視する動きが進んでいる。今までは、社員を人件費・経費として捉えていたが、これからは、資産として捉える状況であり、協会けんぽにおいては、健康経営の企業側のメリットをもっと PR し、業績面との関係もわかりやすく説明するのが良いのではないかと考える。

(事務局)

- ・健康経営にかかる健康宣言事業の推進は、令和 2 年度の支部事業における大きな柱であり、令和 2 年度下期以降においても、引き続き健康宣言事業の推進を図るとともに、新しい試みについても検討したいと考えている。

【事業主代表】

- ・企業において、健康宣言をすることのメリットがわかりづらい。より多くの企業に宣言していただくため、インフルエンザ予防接種の費用補助など、より直接的なメリットを検討してはどうか。

(事務局)

- ・他支部の取り組み等も参考に、事業主、従業員の方がメリットと認めていただけるよう

な取り組みを検討したい。

【被保険者代表】【学識経験者】

- ・ 限度額適用認定証について、大変良い制度ではあるが、個人で協会に申請する必要がある。制度として、申請の有無にかかわらず、医療機関の窓口で限度額までの支払いにするべきではないか。
- ・ 県病院協会や県医療ソーシャルワーカー協会などに周知依頼し、医療機関窓口で限度額証発行の手続きがスムーズにできるようにならないか。

(事務局)

- ・ 今後、マイナンバーカードによる保険証使用によって、限度額適用認定証の提示が原則不要となり、窓口での支払いが限度額までとなる予定である。
- ・ 県病院協会や県医療ソーシャルワーカー協会に対して、働きかけ等おこなっておらず今後検討したい。個々の医療機関に対しては、限度額適用認定証の申請書を置かせてもらい、案内していただきたい旨の広報を実施しているが、まだ十分ではないと感じている。手続きがスムーズになるよう、またマイナンバーカードが十分に普及していない状況でもあるため、今後も使用促進に努めていく。

【被保険者代表】

- ・ 令和 3 年 3 月から、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになると思うが下期の取り組みにマイナンバー関連の記載がなく、協会として何か活動の予定はあるのか。

(事務局)

- ・ 現状、マイナンバーカード普及の具体的な指示がきていないため、下期の事業に掲載していない状況である。令和 3 年 3 月からマイナンバーカードを保険証として使用できる予定なので、その周知はおこなっていく。

4. 令和 3 年度保険者機能強化予算案について

【事業主代表】

- ・ セルフメディケーションの推進で、加入者にセルフメディケーション税制を紹介し、市販薬の活用を推進するとあるが、利用者が損をする形にならないか。また、全体のコストを考えると、市販薬の活用が良い結果になるということか。

(事務局)

- ・医療機関に受診する場合、薬の費用だけでなく再診料等の医療行為による費用もかかるので、単純に損になるとは言えない。保険者においては、市販薬の活用により医療費が抑えられるメリットがある。セルフメディケーション税制については、令和3年12月までの時限立法となっている。

【学識経験者】

- ・今回のコロナ禍において、弁護士会では、多くの情報をどのような方法で市民の方に知っていただくか、また何が効果的かという議論があり、カードを活用した広報が有効ではないか等の意見もあった。協会けんぽにおいても、情報提供や制度周知を行う際、従来のチラシも効果的かと思うが、携帯しやすい媒体を活用するなど、今後検討いただければと思う。

【事業主代表】

- ・新型コロナウイルスの影響から、企業は非常に厳しい状況であり先行きも見通せない。協会けんぽにおいては、新型コロナウイルスに感染しない対策だけでなく、例えばGOTOキャンペーンのような経済が循環するような積極的な対策に取り組んでもよいのではないかと思う。

(事務局)

- ・現状では、新型コロナウイルスに感染しないよう、予防しながら下期の取り組みを推進している。医療保険者において積極的な対策は難しいと考えているが、可能なことを実施するよう努めたい。

特 記 事 項

- ・傍聴者なし
- ・次回評議会は令和3年1月開催予定